

令和6年3月定例会  
(2024年)

議案書①

3月6日提出

【条例】

市議案第48号

豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年（2024年）3月6日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年豊中市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するもの（<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報のうち生活保護関係情報</u>を利用することができる場合にあつては、外国人生活保護関係情報（生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法（昭和25年法律第144号）の取扱いに準じた保護の決定及び実施，就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給，被保護者健康管理支援事業の実施，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に係る事務に関する情報をいう。以下同じ。）を含む。）を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>別表第2</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であつて自らが保有するもの（<u>利用特定個人情報のうち生活保護関係情報（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。）</u>を利用することができる場合にあつては、外国人生活保護関係情報（生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法の取扱いに準じた保護の決定及び実施，就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給，被保護者健康管理支援事業の実施，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に係る事務に関する情報をいう。以下同じ。）を含む。）を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>別表第2</p>

( 現 行 )				( 改 正 後 )			
	機関	事務	必要とする他の事務の特定個人情報		機関	事務	必要とする他の事務の特定個人情報
(省 略)				(省 略)			
5	市長	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報であって市規則で定めるもの	5	市長	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給若しくは資金の貸付けに関する情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費若しくは療育の給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報、医療保険給付関係情報又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって市規則で定めるもの
(省 略)				(省 略)			
				備考			

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p>1 <u>この表において「地方税関係情報」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。</u></p> <p>2 <u>この表において「医療保険給付関係情報」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報をいう。</u></p> <p>3 <u>この表において「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下この項において「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この項において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この項において「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例に</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p><u>よるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更、同法第25条第1項の職権による開始若しくは同条第2項の職権による変更又は同法第26条の停止若しくは廃止に関する情報をいう。</u></p> <p>4 <u>この表において「障害者関係情報」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報をいう。</u></p> <p>5 <u>この表において「児童手当関係情報」とは、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報をいう。</u></p> <p>6 <u>この表において「介護保険給付等関係情報」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報をいう。</u></p> <p>7 <u>この表において「障害者自立支援給付関係情報」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報をいう。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p><u>8 この表において「児童扶養手当関係情報」とは、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。</u></p> <p><u>9 この表において「特別児童扶養手当関係情報」とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。</u></p>

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

市議案第49号

豊中市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

豊中市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年（2024年）3月6日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の改正に伴い，所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年豊中市条例第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(管理者)</p> <p>第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第9条 (省 略)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他一定の事項を確実に記録しておくことができるこれらに準じる物をもって調製するファイルに前項</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第9条 (省 略)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (省 略)</p> <p>(指定訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第24条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3)・(4) (省 略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第34条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる</p>	<p><u>計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第277条第1項において同じ。)</u>に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (省 略)</p> <p>(指定訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第24条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p><u>(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(5)・(6) (省 略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第34条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>ことにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第42条 (省 略)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第27条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(管理者)</p> <p>第44条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(管理者)</p>	<p><u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第42条 (省 略)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(3) 第24条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4) 第27条の規定による市への通知に係る記録</u></p> <p><u>(5) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>(6) 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第44条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(管理者)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第50条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)</p> <p>第54条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p><u>(3)～(5)</u> (省 略)</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第55条 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた<u>医療機関</u>への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第58条 (省 略)</p>	<p>第50条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)</p> <p>第54条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p><u>(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p><u>(5)～(7)</u> (省 略)</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第55条 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた<u>協力医療機関</u>への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第58条 (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 次条において準用する第20条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 次条において準用する第27条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録</p> <p>(3) 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第40条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(管理者)</p> <p>第61条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第101条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができ</p>	<p>2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 次条において準用する第20条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) <u>第54条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(3) 次条において準用する第27条の<u>規定による</u>市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(管理者)</p> <p>第61条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第101条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>るものとする。</p> <p>(指定通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第105条 指定通所介護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p><u>(3)・(4)</u> (省 略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第112条 (省 略)</p> <p>2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(3)</u> 次条において準用する第27条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録</p> <p><u>(4)</u> 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p>	<p>(指定通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第105条 指定通所介護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p><u>(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p><u>(5)・(6)</u> (省 略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第112条 (省 略)</p> <p>2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(3) 第105条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4)</u> 次条において準用する第27条の<u>規定による</u>市への通知に係る記録</p> <p><u>(5)</u> 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条の2、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節(第113条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第107条に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第112条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第3号</u>中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条の2、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節(第113条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第107条に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第112条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、<u>同項第5号</u>中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(管理者)</p> <p>第133条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第149条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p>第155条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)</u>を行ってはならない。</p> <p>5 (省 略)</p>	<p>(管理者)</p> <p>第133条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第149条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p>第155条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。</p> <p>5 (省 略)</p> <p><u>6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催す</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>6 (省 略)</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第163条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた<u>医療機関</u>への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第167条 (省 略)</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p><u>るとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>7 (省 略)</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第163条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた<u>協力医療機関</u>への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p>第166条の2 <u>指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を定期的開催しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第167条 (省 略)</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第155条第5項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第27条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p>第174条 (省 略)</p> <p>2～7 (省 略)</p> <p><u>8</u> (省 略)</p>	<p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第155条第5項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第27条の<u>規定による</u>市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p>第174条 (省 略)</p> <p>2～7 (省 略)</p> <p><u>8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>9</u> (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第179条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p><u>5</u> (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第184条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第190条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以</u></p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第179条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p><u>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6</u> (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第184条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第190条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所</u>にあつては、<u>当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師，薬剤師，看護職員，介護職員，栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は，それぞれ，利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。</u></p> <p>(3) <u>療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）</u>である指定短期入所療養介護事業所にあつては、<u>当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師，薬剤師，看護職員，介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。），栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は，それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。</u></p> <p>(4) <u>診療所（前2号に該当するものを除く。）</u>である指定短期入所療養介護事業所にあつては、<u>当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は，常勤換算方法で，利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること，かつ，夜間における緊急連絡体制を整備することとし，看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。</u></p> <p>(5) (省 略)</p> <p>2 <u>指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第174条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）</u>の指定を併せて受け，かつ，<u>指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予</u></p>	<p>(2) <u>療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所</u>にあつては、<u>当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師，薬剤師，看護職員，介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。），栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は，それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。</u></p> <p>(3) <u>診療所（前号に該当するものを除く。）</u>である指定短期入所療養介護事業所にあつては、<u>当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は，常勤換算方法で，利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること，かつ，夜間における緊急連絡体制を整備することとし，看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。</u></p> <p>(4) (省 略)</p> <p>2 <u>指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合</u>については，<u>指定介護予防サービス等基準条例第174条第1項に規定す</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>防サービス等基準条例第173条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)</u>の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>指定介護予防サービス等基準条例第174条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p>(設備に関する基準)</p> <p>第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)</u>を有すること。</p> <p>(3) <u>療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)</u>である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。</p> <p>(4)・(5) (省 略)</p> <p>2 <u>前項第3号及び第4号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設</u></p>	<p>る人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備に関する基準)</p> <p>第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。</p> <p>(3)・(4) (省 略)</p> <p>2 <u>前項第2号及び第3号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>備を有するものとする。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第192条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、<u>診療所</u>の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により<u>なおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）</u>）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第193条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 指定短期入所療養介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項<u>第1項</u>から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p> <p>(指定短期入所療養介護の取扱方針)</p>	<p>備を有するものとする。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第192条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室<u>又は診療所</u>の指定短期入所療養介護を提供する病室において指定短期入所療養介護を提供するものとする。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第193条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 指定短期入所療養介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項<u>第1号</u>から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p> <p>(指定短期入所療養介護の取扱方針)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第194条 (省 略)</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>6 (省 略)</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第202条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所</u>にあっては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>(3)・(4) (省 略)</p> <p>(記録の整備)</p>	<p>第194条 (省 略)</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>6 <u>指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、<u>介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>7 (省 略)</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第202条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>(3)・(4) (省 略)</p> <p>(記録の整備)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第203条 (省 略)</p> <p>2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第194条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条、第35条、第37条から第41条まで(第39条第2項を除く。)、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項及び第166条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第</p>	<p>第203条 (省 略)</p> <p>2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第194条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第27条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条、第35条、第37条から第41条まで(第39条第2項を除く。)、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項、<u>第166条及び第166条の2</u>の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>144条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条第1項中「第164条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(設備に関する基準)</p> <p>第207条 <u>ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者</u>（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること。</u></p> <p>(2) <u>指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有すること。</u></p> <p>(3) <u>療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有すること。</u></p> <p>(4) <u>療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療</u></p>	<p>護従業者」と、第144条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条第1項中「第164条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(設備に関する基準)</p> <p>第207条 <u>介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者</u>（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、<u>法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有すること。</p> <p>(5) <u>介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所</u>にあっては、<u>法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）</u>を有すること。</p>	<p>2 <u>療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。</u></p> <p>(1) <u>療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。</u></p> <p>ア <u>ユニット</u></p> <p>(ア) <u>病室</u></p> <p>a <u>一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。</u></p> <p>b <u>病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u></p> <p>c <u>一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とする。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とする。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p><u>d</u> <u>ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p>(イ) <u>共同生活室</u></p> <p><u>a</u> <u>共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</u></p> <p><u>b</u> <u>一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</u></p> <p><u>c</u> <u>必要な設備及び備品を備えること。</u></p> <p>(ウ) <u>洗面設備</u></p> <p><u>a</u> <u>病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u></p> <p><u>b</u> <u>身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>(エ) <u>便所</u></p> <p><u>a</u> <u>病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u></p> <p><u>b</u> <u>ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>イ <u>廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。</u></p> <p>ウ <u>機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。</u></p> <p>エ <u>浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p>(3) <u>前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでな</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p><u>い。</u></p> <p><u>(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第21条第3号に規定する食堂とみなす。</u></p> <p><u>(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。</u></p> <p><u>3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。</u></p> <p><u>(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。</u></p> <p><u>ア ユニット</u></p> <p><u>(ア) 病室</u></p> <p><u>a 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。</u></p> <p><u>b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u></p> <p><u>c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とする。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p><u>とすること。</u></p> <p>d <u>ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p>(イ) <u>共同生活室</u></p> <p>a <u>共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</u></p> <p>b <u>一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</u></p> <p>c <u>必要な設備及び備品を備えること。</u></p> <p>(ウ) <u>洗面設備</u></p> <p>a <u>病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u></p> <p>b <u>身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>(エ) <u>便所</u></p> <p>a <u>病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u></p> <p>b <u>ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>イ <u>廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。</u></p> <p>ウ <u>機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。</u></p> <p>エ <u>浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p>(3) <u>前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第192条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第190条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第192条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>前項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定短期入所療養介護の取扱方針)</p> <p>第209条 (省 略)</p> <p>2～7 (省 略)</p>	<p><u>対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(4) <u>第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。</u></p> <p>(5) <u>前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。</u></p> <p>4 <u>介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。</u></p> <p>5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第192条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第190条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第192条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>前各項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定短期入所療養介護の取扱方針)</p> <p>第209条 (省 略)</p> <p>2～7 (省 略)</p> <p>8 <u>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図る</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>8 (省 略) (勤務体制の確保等) 第214条 (省 略) 2～4 (省 略)</p> <p>5 (省 略) (定員の遵守) 第215条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者 (当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防 短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入 所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが 同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所 におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短 期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。) 数以上の利用者に対</p>	<p><u>ため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装 置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催す るとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図 ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修 を定期的実施すること。</u></p> <p>9 (省 略) (勤務体制の確保等) 第214条 (省 略) 2～4 (省 略)</p> <p><u>5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管 理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p>6 (省 略) (定員の遵守) 第215条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者 (当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防 短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入 所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが 同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所 におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短 期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。) 数以上の利用者に対</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数</u></p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第218条 (省 略)</p> <p>2～8 (省 略)</p>	<p>して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第218条 (省 略)</p> <p>2～8 (省 略)</p> <p><u>9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。</u></p> <p>(1) <u>第237条において準用する第166条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</u></p> <p>ア <u>利用者の安全及びケアの質の確保</u></p> <p>イ <u>特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u></p> <p>ウ <u>緊急時の体制整備</u></p> <p>エ <u>業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</u></p> <p>オ <u>特定施設従業者に対する研修</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(管理者)</p> <p>第219条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p><u>(医療機関との協力体制等)</u></p> <p>第234条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>医療機関との間に協力体制を整備しておかなければならない。</u></p>	<p>(2) <u>介護機器を複数種類活用していること。</u></p> <p>(3) <u>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、指定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u></p> <p>(4) <u>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第219条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p><u>(口腔衛生の管理)</u></p> <p>第228条の2 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p><u>(協力医療機関等)</u></p> <p>第234条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>協力医療機関を定めておかなければならない。</u></p> <p><u>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、<u>歯科診療を行う医療機関との間に協力体制を整備しておくよう努めなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p>	<p>(1) <u>利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>3 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p> <p>4 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>7 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、<u>協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第236条 (省 略)</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第224条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第226条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第233条第3項に規定する結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第111条第2項第1号及</p>	<p>第236条 (省 略)</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第224条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第226条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第233条第3項の規定による結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第27条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、<u>第159条及び第166条の2</u>の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第111</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第241条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第247条 (省 略)</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第244条第2項に<u>規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録</u></p> <p>(3) 前条第8項に<u>規定する結果等の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第27条に<u>規定する市への通知に係る記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項に<u>規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(7) 次条において準用する第224条第2項に<u>規定する提供した具体的</u></p>	<p>条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第241条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第247条 (省 略)</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第244条第2項の<u>規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録</u></p> <p>(3) 前条第8項の<u>規定による結果等の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第27条の<u>規定による市への通知に係る記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項の<u>規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(7) 次条において準用する第224条第2項の<u>規定による提供した具体</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>なサービスの内容等の記録</p> <p>(8) 次条において準用する第226条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第233条第3項に規定する結果等の記録 (福祉用具専門相談員の員数)</p> <p>第250条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（<u>介護保険法施行令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。</u>）の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第251条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)</p> <p>第255条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p>	<p>的なサービスの内容等の記録</p> <p>(8) 次条において準用する第226条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第233条第3項の規定による結果等の記録 (福祉用具専門相談員の員数)</p> <p>第250条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（<u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。</u>）の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第251条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)</p> <p>第255条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(2)～(4) (省 略)</p> <p>(5)・(6) (省 略)</p> <p>(福祉用具貸与計画の作成)</p> <p>第256条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの<u>内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない</u>。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第274条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして<u>作成されなければならない</u>。</p>	<p><u>条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。</u></p> <p>(3)～(5) (省 略)</p> <p><u>(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(8)・(9) (省 略)</p> <p>(福祉用具貸与計画の作成)</p> <p>第256条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの<u>内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない</u>。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第274条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして<u>作成しなければならない</u>。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2～4 (省 略)</p> <p>5 福祉用具専門相談員は、<u>福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>6 (省 略) (<u>掲示及び目録の備え付け</u>)</p> <p>第261条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p>	<p>2～4 (省 略)</p> <p>5 <u>福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。</u></p> <p>6 <u>福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。</u></p> <p>7 福祉用具専門相談員は、<u>モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>8 (省 略) (<u>掲示及び目録の備付け</u>)</p> <p>第261条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u> (<u>以下この条において単に「重要事項」という。</u>)を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>3 <u>指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>3</u> (省 略) (記録の整備)</p> <p>第262条 (省 略)</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第260条第4項に規定する結果等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(管理者)</p> <p>第268条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p><u>4</u> (省 略) (記録の整備)</p> <p>第262条 (省 略)</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第255条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第260条第4項の規定による結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第27条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(管理者)</p> <p>第268条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)</p> <p>第273条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p><u>(2)・(3)</u> (省 略)</p> <p><u>(4)</u> (省 略)</p>	<p>(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)</p> <p>第273条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p><u>(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。</u></p> <p><u>(3)・(4)</u> (省 略)</p> <p><u>(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p><u>(8)</u> (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(特定福祉用具販売計画の作成)</p> <p>第274条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第275条 (省 略)</p> <p>2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第270条に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第27条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第277条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当た者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定におい</p>	<p>(特定福祉用具販売計画の作成)</p> <p>第274条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p><u>5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第275条 (省 略)</p> <p>2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第270条の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第273条第7号の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第27条の<u>規定による</u>市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第277条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当た者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定におい</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>て書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第42条の3，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第113条，第115条，第135条，第146条，第168条（第181条において準用する場合を含む。），第181条の3，第188条，第204条（第216条において準用する場合を含む。），第237条，第248条，第263条，第265条及び第276条において準用する場合を含む。）及び第224条第1項（第248条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（<u>電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）により行うことができる。</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>て書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第42条の3，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第113条，第115条，第135条，第146条，第168条（第181条において準用する場合を含む。），第181条の3，第188条，第204条（第216条において準用する場合を含む。），第237条，第248条，第263条，第265条及び第276条において準用する場合を含む。）及び第224条第1項（第248条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 (省 略)</p>

第2条 豊中市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(管理者)</p> <p>第66条 指定訪問看護事業者は，指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は，当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し，又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所，施設等の職務に従</p>	<p>(管理者)</p> <p>第66条 指定訪問看護事業者は，指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は，当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し，又は他の事業所，施設等の職務に従事することができ</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>事することができるものとする。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第72条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p><u>(3)～(5)</u> (省 略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第78条 (省 略)</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(5)</u> 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録</p> <p><u>(6)</u> 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記</p>	<p>るものとする。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第72条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p><u>(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p><u>(5)～(7)</u> (省 略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第78条 (省 略)</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(5) 第72条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(6)</u> 次条において準用する第27条の規定による市への通知に係る記録</p> <p><u>(7)</u> 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第81条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準条例第79条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、<u>第1項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>記録</p> <p>(8) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第81条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 <u>指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。)第2条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。)第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p>4 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準条例第79条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、<u>前3項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第85条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし，その方針は，次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3)～(5) (省 略)</p> <p>(訪問リハビリテーション計画の作成)</p> <p>第86条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 (省 略)</p> <p>5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。<u>以下同じ。</u>）の指定を併せて受け，かつ，リハビリテーション会議の開</p>	<p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第85条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし，その方針は，次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p><u>(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(5)～(7) (省 略)</p> <p>(訪問リハビリテーション計画の作成)</p> <p>第86条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 <u>医師及び理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士は，リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては，当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により，当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。</u></p> <p>5 (省 略)</p> <p>6 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け，かつ，リハビリテーション会議の開催等を通じ</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第141条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第88条 (省 略)</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p>	<p>て、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第141条第1項から第5項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第88条 (省 略)</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第85条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第27条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第95条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p><u>(4)～(7) (省 略)</u></p> <p>2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p><u>(3)～(7) (省 略)</u></p> <p>3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p>	<p>第95条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p><u>(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p><u>(6)～(9) (省 略)</u></p> <p>2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p><u>(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p><u>(5)～(9) (省 略)</u></p> <p>3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p><u>(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(3)・(4) (省 略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第97条 (省 略)</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(3) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第137条 (省 略)</p>	<p><u>者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p>(4) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(5)・(6) (省 略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第97条 (省 略)</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) <u>第95条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(3) 次条において準用する第27条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第137条 (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2・3 (省 略)</p> <p>4 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、<u>前3項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第140条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p>	<p>2・3 (省 略)</p> <p>4 <u>指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第2条又は介護医療院基準第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p>5 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、<u>前各項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第140条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p><u>(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(3)・(4) (省 略)</p> <p>(通所リハビリテーション計画の作成)</p> <p>第141条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4・5 (省 略)</p> <p>6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第86条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第145条 (省 略)</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>(5)・(6) (省 略)</p> <p>(通所リハビリテーション計画の作成)</p> <p>第141条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 <u>医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。</u></p> <p>5・6 (省 略)</p> <p>7 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第86条第1項から第5項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第5項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第145条 (省 略)</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第27条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第140条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第27条の<u>規定による</u>市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

(豊中市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 豊中市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年豊中市条例第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が<u>3.5</u>又はその端数を増すごとに1とする。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が<u>指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合</u>にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(管理者)</p> <p>第6条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 管理者が<u>同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合</u>(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (省 略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、<u>あらかじめ</u>、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前6月間に当該指定居宅介護支</u></p>	<p><u>乗じた数を加えた数。次項において同じ。)</u>が44又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)</u>が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、<u>事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (省 略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、<u>あらかじめ、利用者又はその家族に対し、</u>居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につ</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護，通所介護，福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合，前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い，理解を得なければならない。</u></p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は，利用申込者又はその家族からの申出があった場合には，第1項の規定による文書の交付に代えて，<u>第7項</u>で定めるところにより，当該利用申込者又はその家族の承諾を得て，当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において，当該指定居宅介護</p>	<p>き説明を行い，理解を得なければならない。</p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援の提供の開始に際し，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護，通所介護，福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い，理解を得るよう努めなければならない。</u></p> <p>4 (省 略)</p> <p>5 指定居宅介護支援事業者は，利用申込者又はその家族からの申出があった場合には，第1項の規定による文書の交付に代えて，<u>第8項</u>で定めるところにより，当該利用申込者又はその家族の承諾を得て，当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において，当該指定居宅介護</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロム</u>その他一定の事項を確実に記録しておくことができるこれらに準じる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>5 (省 略)</p> <p>6 <u>第4項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>7 指定居宅介護支援事業者は、<u>第4項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第4項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>8 (省 略)</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p>	<p>支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体</u>(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>6 (省 略)</p> <p>7 <u>第5項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>8 指定居宅介護支援事業者は、<u>第5項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第5項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>9 (省 略)</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(3)～(13) (省 略)</p> <p>(13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能<sup>くわう</sup>その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師</u>に提供するものとする。</p> <p>(14) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に掲げるところにより行わなければならないこと。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、<u>利用者の居宅を訪問し</u>、利用者に面接すること。</p>	<p><u>(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(3)～(13) (省 略)</p> <p>(13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能<sup>くわう</sup>その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師等又は薬剤師</u>に提供するものとする。</p> <p>(14) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に掲げるところにより行わなければならないこと。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。</p> <p><u>イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>イ (省 略)</p> <p>(15)～(25) (省 略)</p> <p>(26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>指定介護予防支援事業者</u>から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならないこと。</p> <p>(27) (省 略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲</p>	<p><u>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p><u>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p>a <u>利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p>b <u>利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u></p> <p>c <u>介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p> <p>ウ (省 略)</p> <p>(15)～(25) (省 略)</p> <p>(26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者</u>から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならないこと。</p> <p>(27) (省 略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるこ</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第32条 (省 略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに<u>居宅サービス計画、第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録、同条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録及び同条第14号に規定するモニタリングの結果の記録</u>を記載した居宅介護支援台帳</p> <p>(3) 第19条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第29条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第30条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>とにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第32条 (省 略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに<u>次に掲げる事項</u>を記載した居宅介護支援台帳</p> <p>ア <u>居宅サービス計画</u></p> <p>イ <u>第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録</u></p> <p>ウ <u>第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録</u></p> <p>エ <u>第16条第14号に規定するモニタリングの結果の記録</u></p> <p>(3) <u>第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 第19条の<u>規定による</u>市への通知に係る記録</p> <p>(5) 第29条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 第30条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(電磁的記録等)</p> <p>第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。)及び第16条第24号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>(電磁的記録等)</p> <p>第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。)及び第16条第24号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 (省 略)</p>

(豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年豊中市条例第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第7条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に</p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第7条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第48条第4項第5号、第65条第1項、<u>第66条</u>、第83条第6項、第84条第3項及び第85条において同じ。)</p> <p>(6)～(10) (省 略)</p> <p><u>(11) 指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(12) (省 略)</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内</u>にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者</p>	<p>掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第48条第4項第5号、第65条第1項、<u>第66条第1項</u>、第83条第6項、第84条第3項及び第85条において同じ。)</p> <p>(6)～(10) (省 略)</p> <p><u>(11) (省 略)</u></p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内</u>にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 (省 略)</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)</p> <p>第25条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随</p>	<p>を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第205条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (省 略)</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)</p> <p>第25条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (省 略)</p> <p><u>(8)・(9)</u> (省 略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>(記録の整備)</p>	<p>時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (省 略)</p> <p><u>(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p><u>(10)・(11)</u> (省 略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>（以下この条において単に「<u>重要事項</u>」という。）を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第43条 (省 略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3)・(4) (省 略)</p> <p>(5) 第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第48条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス</u>、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>4 (省 略)</p>	<p>第43条 (省 略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3)・(4) (省 略)</p> <p>(5) <u>第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(6) 第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(7) 第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(8) 第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第48条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス</u>、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>4 (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>6 <u>当該夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>7 (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は<u>同一敷地内の他の事業所</u>、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該<u>同一敷地内の他の事業所</u>、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第52条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>6 <u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>7 (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第52条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5)～(7) (省 略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条 (省 略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) <u>指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p>(6) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(7)～(9) (省 略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条 (省 略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(管理者)</p> <p>第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5)・(6) (省 略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第60条の19 (省 略)</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的な</p>	<p>(管理者)</p> <p>第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p><u>(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(7)・(8) (省 略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第60条の19 (省 略)</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>サービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4及び第60条の5第4項並びに前節(第60条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する</p>	<p>なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4及び第60条の5第4項並びに前節(第60条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、<u>同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第60条の31 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p>	<p>場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、<u>同項第4号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第5号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第60条の31 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p><u>(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(3)～(5) (省 略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第60条の38 (省 略)</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の</p>	<p>(4) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(5)～(7) (省 略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第60条の38 (省 略)</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) <u>第60条の31第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第60条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第66条 (省 略)</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは<u>指定介護療養型医療施設の運営</u>（第83条第7項、第111条第9項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある他の本体事業所等の職務</u>に従事すること</p>	<p>管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第66条 (省 略)</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営</u>（第83条第7項、第111条第9項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>としても差し支えない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5)・(6) (省 略)</p> <p>(認知症対応型通所介護計画の作成)</p> <p>第72条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第63条又は第67条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第80条 (省 略)</p>	<p>2 (省 略)</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p><u>(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(7)・(8) (省 略)</p> <p>(認知症対応型通所介護計画の作成)</p> <p>第72条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第63条又は第67条の管理者をいう。以下この条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第80条 (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) (省 略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第83条 (省 略)</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第60条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (省 略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第83条 (省 略)</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>

( 現 行 )			( 改 正 後 )		
当該指定小規模多機能型 居宅介護事業所に中欄に 掲げる施設等のいずれか が併設されている場合	指定認知症対応型共同生 活介護事業所，指定地域 密着型特定施設，指定地 域密着型介護老人福祉施 設，指定介護老人福祉施 設，介護老人保健施設， 指定介護療養型医療施設 （医療法（昭和23年法 律第205号）第7条第 2項第4号に規定する療 養病床を有する診療所で あるものに限る。）又は 介護医療院	(省 略)	当該指定小規模多機能型 居宅介護事業所に中欄に 掲げる施設等のいずれか が併設されている場合	指定認知症対応型共同生 活介護事業所，指定地域 密着型特定施設，指定地 域密着型介護老人福祉施 設，指定介護老人福祉施 設，介護老人保健施設又 は介護医療院	(省 略)
(省 略)			(省 略)		
7～13 (省 略) (管理者)			7～13 (省 略) (管理者)		
第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は，指定小規模多機能型居宅介 護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければなら ない。ただし，指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合 は，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し，又は当該 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定</u> <u>小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設さ</u> <u>れている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務，同一敷地内の指定定期巡</u> <u>回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型</u>			第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は，指定小規模多機能型居宅介 護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければなら ない。ただし，指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合 は，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し，又は <u>他の</u> <u>事業所，施設等の職務</u> に従事することができるものとする。		

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは介護予防・日常生活支援総合事業（第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第112条第3項、第113条及び第195条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、基準省令第64条第3項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）</u>を行ってはならないこと。</p> <p>(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>身体的拘束等</u>を行う場合に</p>	<p>2 (省 略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第112条第3項、第113条、<u>第194条第3項及び第195条</u>において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、基準省令第64条第3項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならないこと。</p> <p>(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>前号の身体的拘束等</u>を行う場</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</p> <p>(7)・(8) (省 略)</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第100条 小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が定めた<u>医療機関</u>への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>(医療機関との協力体制等)</u></p> <p>第104条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>医療機関との間に協力体制を整備しておかなければならない。</u></p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、<u>歯科診療を行う医療機関との間に協力体制を整備しておくよう努めなければならない。</u></p>	<p>合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</p> <p><u>(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこと。</u></p> <p><u>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(8)・(9) (省 略)</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第100条 小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が定めた<u>協力医療機関</u>への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>(協力医療機関等)</u></p> <p>第104条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>協力医療機関を定めておかなければならない。</u></p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、<u>協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>3 (省 略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第108条 (省 略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第93条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事</p>	<p>3 (省 略)</p> <p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p><u>第107条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第108条 (省 略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第93条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により</u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p><u>(医療機関との協力体制等)</u></p> <p>第126条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>医療機関との間に協力体制を整備しておかなければならない。</u></p>	<p>事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p><u>(協力医療機関等)</u></p> <p>第126条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>協力医療機関を定めておかなければならない。</u></p> <p>2. <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、<u>歯科診療を行う医</u></p>	<p>関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</p> <p>(1) <u>利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>3 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p> <p>4 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(以下「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、<u>協力歯科医療機関</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>療機関との間に協力体制を整備しておくよう努めなければならない。</p> <p><u>3</u> (省 略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第128条 (省 略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第116条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第118条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第129条 第10条, 第11条, 第13条, 第14条, 第23条, 第29条, 第33条の2, 第35条から第37条まで, 第39条, 第41条から第42条まで, 第60条の11, 第60条の16, 第60条の17第1項から第4項まで, 第100条, 第103条及び第105条の規定は、指定認知症対応</p>	<p>を定めておくよう努めなければならない。</p> <p><u>8</u> (省 略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第128条 (省 略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第116条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第118条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第129条 第10条, 第11条, 第13条, 第14条, 第23条, 第29条, 第33条の2, 第35条から第37条まで, 第39条, 第41条から第42条まで, 第60条の11, 第60条の16, 第60条の17第1項から第4項まで, 第100条, 第103条, 第105条及び第107条の2の規定は、</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第131条 (省 略)</p> <p>2～10 (省 略)</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第131条 (省 略)</p> <p>2～10 (省 略)</p> <p>11 <u>次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。</u></p> <p><u>(1) 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</u></p> <p>ア <u>利用者の安全及びケアの質の確保</u></p> <p>イ <u>地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(管理者)</p> <p>第132条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務</u>（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p><u>(医療機関との協力体制等)</u></p> <p>第148条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>医療機関との間に協力体制を整備して</u>おかなければならない。</p>	<p>ウ <u>緊急時の体制整備</u></p> <p>エ <u>業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器</u>（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</p> <p>オ <u>地域密着型特定施設従業者に対する研修</u></p> <p>(2) <u>介護機器を複数種類活用していること。</u></p> <p>(3) <u>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u></p> <p>(4) <u>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第132条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p><u>(協力医療機関等)</u></p> <p>第148条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>協力医療機関を定めておかなければ</u>ならない。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、<u>歯科診療を行う医療機関との間に協力体制を整備しておくよう努めなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p>	<p>2 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>3 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>7 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、<u>協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第149条 (省 略)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第137条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第139条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第147条第3項に規定する結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第150条 第13条, 第14条, 第23条, 第29条, 第33条の2, 第35条から第39条まで, 第41条から第42条まで, 第60条の11, 第60条の15, 第60条の16, 第60条の17第1項から第4項まで及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項, 第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業</p>	<p>第149条 (省 略)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第137条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第139条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第147条第3項の規定による結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第150条 第13条, 第14条, 第23条, 第29条, 第33条の2, 第35条から第39条まで, 第41条から第42条まで, 第60条の11, 第60条の15, 第60条の16, 第60条の17第1項から第4項まで, <u>第100条及び第107条の2</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項, 第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(設備)</p> <p>第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設に設置すべき設備の仕様等の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (省 略)</p> <p>(6) 医務室 <u>医療法</u>第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(7)～(9) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の</p>	<p>訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(設備)</p> <p>第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設に設置すべき設備の仕様等の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (省 略)</p> <p>(6) 医務室 <u>医療法(昭和23年法律第205号)</u>第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(7)～(9) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる<u>医師</u>との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務</u>（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。</p> <p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第169条 計画担当介護支援専門員は、第160条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 第159条第5項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を<u>記録</u>すること。</p> <p>(6) 第179条において準用する第39条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等を<u>記録</u>すること。</p> <p>(7) 第177条第3項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置について<u>記録</u>すること。</p>	<p>急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる<u>医師及び協力医療機関の協力</u>を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p><u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</u></p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。</p> <p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第169条 計画担当介護支援専門員は、第160条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 第159条第5項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の<u>記録</u>を行うこと。</p> <p>(6) 第179条において準用する第39条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の<u>記録</u>を行うこと。</p> <p>(7) 第177条第3項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置について<u>記録</u>を行うこと。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>(医療機関との協力体制等)</u></p> <p>第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、医療機関との間に協力体制を整備しておかなければならない。</u></p>	<p><u>(協力医療機関等)</u></p> <p>第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に掲げる要件を満たすこととしても差し支えない。</u></p> <p><u>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、<u>歯科診療を行う医療機関との間に協力体制を整備しておくよう努めなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第178条 (省 略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第157条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第159条第5項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第179条 第10条, 第11条, 第13条, 第14条, 第23条, 第29条,</p>	<p><u>機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、<u>協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第178条 (省 略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第157条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第159条第5項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条の<u>規定による</u>市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第179条 第10条, 第11条, 第13条, 第14条, 第23条, 第29条,</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第33条の2, 第35条, 第37条, 第39条, 第41条の2, 第42条, 第60条の11, 第60条の15及び第60条の17第1項から第4項までの規定は, 指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と, 同項, 第33条の2第2項, 第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と, 第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し, 」とあるのは「入所の際に」と, 同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは, 要介護認定」とあるのは「要介護認定」と, 第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と, 第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と, 「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第189条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p><u>5</u> (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第191条 第10条, 第11条, 第13条, 第14条, 第23条, 第29条, 第33条の2, 第35条, 第37条, 第39条, 第41条の2, 第42条,</p>	<p>第33条の2, 第35条, 第37条, 第39条, 第41条の2, 第42条, 第60条の11, 第60条の15, <u>第60条の17第1項から第4項まで及び第107条の2</u>の規定は, 指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と, 同項, 第33条の2第2項, 第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と, 第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し, 」とあるのは「入所の際に」と, 同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは, 要介護認定」とあるのは「要介護認定」と, 第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と, 第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と, 「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第189条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p><u>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は, ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6</u> (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第191条 第10条, 第11条, 第13条, 第14条, 第23条, 第29条, 第33条の2, 第35条, 第37条, 第39条, 第41条の2, 第42条,</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第60条の11, 第60条の15, 第60条の17第1項から第4項まで, <u>第155条</u>から第157条まで, 第160条, 第163条, 第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は, ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と, 同項, 第33条の2第2項, 第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と, 第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し, 」とあるのは「入居の際に」と, 同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは, 要介護認定」とあるのは「要介護認定」と, 第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と, 第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と, 「6月」とあるのは「2月」と, 第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と, 同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と, 同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と, 同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と, 第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と, 同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と, 同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と, 同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第60条の11, 第60条の15, 第60条の17第1項から第4項まで, <u>第107条の2</u>, <u>第155条</u>から第157条まで, 第160条, 第163条, 第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は, ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と, 同項, 第33条の2第2項, 第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と, 第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し, 」とあるのは「入居の際に」と, 同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは, 要介護認定」とあるのは「要介護認定」と, 第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と, 第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と, 「6月」とあるのは「2月」と, 第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と, 同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と, 同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と, 同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と, 第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と, 同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と, 同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と, 同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第192条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（<u>施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護</u>に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する訪問看護の基本方針及び第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第193条 (省 略)</p> <p>2～6 (省 略)</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p><u>(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u></p> <p><u>(5) (省 略)</u></p> <p>8～14 (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かな</p>	<p>第192条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（<u>法第8条第23項第1号に規定するもの</u>に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する訪問看護の基本方針及び第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第193条 (省 略)</p> <p>2～6 (省 略)</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p><u>(4) (省 略)</u></p> <p>8～14 (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かな</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>なければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>療養上の管理の下で妥当適切に行うこと。</u></p> <p>(2)～(6) (省 略)</p>	<p>なければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うこと。</u></p> <p>(2)～(6) (省 略)</p> <p>(7) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこと。</u></p> <p>ア <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>イ <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(7)～(11) (省 略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第203条 (省 略)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 第199条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)・(5) (省 略)</p> <p>(6) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第6</p>	<p><u>ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(8)～(12) (省 略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第203条 (省 略)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 第199条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)・(5) (省 略)</p> <p>(6) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第6</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>0条の11, 第60条の13, 第60条の16, 第60条の17, 第88条から第91条まで, 第94条から第96条まで, 第98条, 第99条, 第101条から第105条まで及び第107条の規定は, 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と, 同項, 第33条の2第2項, 第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と, 第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と, 第60条の13第3項及び第4並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と, 第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と, 「6月」とあるのは「2月」と, 「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と, 第88条中「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と, 第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と, 第107条中「第83条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は, 作成, 保存その他これらに類するもののうち, この条例の規定において書面(書面, 書類, 文書, 謄本, 抄本, 正本, 副本, 複本その他文字, 図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された</p>	<p>0条の11, 第60条の13, 第60条の16, 第60条の17, 第88条から第91条まで, 第94条から第96条まで, 第98条, 第99条, 第101条から第105条まで, 第107条及び第107条の2の規定は, 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と, 同項, 第33条の2第2項, 第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と, 第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と, 第60条の13第3項及び第4並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と, 第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と, 「6月」とあるのは「2月」と, 「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と, 第88条中「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と, 第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と, 第107条中「第83条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は, 作成, 保存その他これらに類するもののうち, この条例の規定において書面(書面, 書類, 文書, 謄本, 抄本, 正本, 副本, 複本その他文字, 図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第13条第1項(第60条, 第60条の20, 第60条の20の3, 第60条の39, 第81条, 第109条, 第129条, 第150条, 第179条, 第191条及び第204条において準用する場合を含む。), 第116条第1項, 第137条第1項及び第157条第1項(第191条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については, 書面に代えて, 当該書面に係る電磁的記録(電子的方式, <u>磁気的方式</u>その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって, 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))により行うことができる。</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第13条第1項(第60条, 第60条の20, 第60条の20の3, 第60条の39, 第81条, 第109条, 第129条, 第150条, 第179条, 第191条及び第204条において準用する場合を含む。), 第116条第1項, 第137条第1項及び第157条第1項(第191条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については, 書面に代えて, 当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 (省 略)</p>

(豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員, 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員, 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年豊中市条例第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に, 傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(管理者)</p> <p>第50条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は, 指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし, 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は, 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し, 又は<u>同一敷地内にある他の事業所, 施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第50条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は, 指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし, 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は, 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し, 又は他の事業所, 施設等の職務に従事することができるものとする。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第51条の2 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他一定の事項を確実に記録しておくことができるこれらに準じる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 (省 略)</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第51条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(<u>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第30条第9号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めな</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第51条の2 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第267条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 (省 略)</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第51条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(<u>豊中市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年豊中市条例第65号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。)</u>第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>なければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第53条 介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた<u>医療機関</u>への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(掲示)</p> <p>第55条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第55条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第56条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入</p>	<p>他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第53条 介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた<u>協力医療機関</u>への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(掲示)</p> <p>第55条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第55条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>（以下この条において単に「<u>重要事項</u>」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第56条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 第52条の3に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(3) 第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(4) 第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第48条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3)～(5) (省 略)</p>	<p>浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 第59条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(3) 第52条の3の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第48条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) <u>指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p>(4) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(5)～(7) (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(管理者)</p> <p>第61条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、担当職員(豊中市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年豊中市条例第65号)第5条に規定する担当職員をいう。以下同じ。)、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。))により構成される会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当</p>	<p>(管理者)</p> <p>第61条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、担当職員(指定介護予防支援等基準条例第5条第1項に規定する担当職員をいう。以下同じ。))及び介護支援専門員(指定介護予防支援等基準条例第5条第2項に規定する介護支援専門員をいう。第140条第2項において同じ。)、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。))により構成される会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>(2)～(14) (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第131条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第137条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為</u>（以下「<u>身体的拘束等</u>」という。）を行ってはならない。</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>(2)～(14) (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第131条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第137条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 <u>指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(緊急時等の対応)</p> <p>第138条 介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた<u>医療機関</u>への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第140条 (省 略)</p> <p>2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、<u>担当職員</u>が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者等の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、<u>前項各号</u>に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。</p>	<p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第138条 介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた<u>協力医療機関</u>への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第140条 (省 略)</p> <p>2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、<u>担当職員及び介護支援専門員</u>が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、<u>同項各号</u>に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。</p> <p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p><u>第141条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(記録の整備)</p> <p>第142条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第137条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第158条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p>	<p><u>等を活用して行うことができるものとする。</u>)を定期的<sub>に</sub>開催しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第142条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次条において準用する第51条の13第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第137条第2項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第52条の3の<u>規定による</u>市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第55条の8第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第55条の10第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第158条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>5</u> (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第168条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>第174条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、<u>利用者</u>を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上</p>	<p><u>6</u> (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第168条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第174条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、<u>利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第190条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準条例第189条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(2) <u>健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)</u>第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上</p> <p>(3) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上</p> <p>(4) 診療所(前2号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所における当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の看護職員又は介護職員その員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介</p>	<p><u>180条において同じ。)</u>を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上</p> <p>(2) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上</p> <p>(3) 診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所における当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>護職員を1人以上配置していること。</p> <p>(5) (省 略)</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第190条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準条例第189条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第190条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所</u>にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)を有すること。</p> <p>(3) <u>療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)</u>である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医</p>	<p>介護職員を1人以上配置していること。</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第190条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。</p> <p>(4)・(5) (省 略)</p> <p>2 前項第3号及び第4号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所      にあつては、<u>前項</u>に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して      必要な設備を有するものとする。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第176条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若      しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由によ      り、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その      他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは      介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、<u>診療所の指定介護予防短      期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康      保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条      の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施      行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成      される病棟をいう。以下同じ。）</u>において指定介護予防短期入所療養介護を      提供するものとする。</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第178条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>所として必要とされる設備を有すること。</p> <p>(3)・(4) (省 略)</p> <p>2 前項第2号及び第3号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所      にあつては、<u>同項</u>に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して      必要な設備を有するものとする。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第176条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若      しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由によ      り、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その      他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは      介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室<u>又は診療所</u>の指定介護予防      短期入所療養介護を提供する病室において指定介護予防短期入所療養介護      を提供するものとする。</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第178条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 <u>指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るた</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(定員の遵守)</p> <p>第180条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者<u>(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者をいう。)</u>数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症患者療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症患者療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症患者療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>(3)・(4) (省 略)</p>	<p><u>め、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第180条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>(3)・(4) (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(記録の整備)</p> <p>第181条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第178条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第182条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで(第55条の9第2項を除く。)、第121条の2、第121条の4、第122条、第134条、第135条第2項及び第141条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第181条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次条において準用する第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第178条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第52条の3の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第182条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで(第55条の9第2項を除く。)、第121条の2、第121条の4、第122条、第134条、第135条第2項、<u>第141条及び第141条の2</u>の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第179条」と、第121条の2第3項及び第4項並びに第122条第2項第1号及び第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第134条第1項中「第139条」とあるのは「第179条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第192条 <u>ユニット型指定介護予防短期入所療養介護</u>の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所</u>にあつては、<u>法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること。</u></p> <p>(2) <u>指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所</u>にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（<u>ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。</u>）を有すること。</p> <p>(3) <u>療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養</u></p>	<p>場合において、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第179条」と、第121条の2第3項及び第4項並びに第122条第2項第1号及び第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第134条第1項中「第139条」とあるのは「第179条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第192条 <u>介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護</u>の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、<u>法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>介護事業所</u>にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有すること。</p> <p>(4) <u>療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所</u>にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有すること。</p> <p>(5) <u>介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所</u>にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。</p>	<p>2 <u>療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。</u></p> <p>(1) <u>療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>療養病床を有する病院であるユニット型介護予防指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。</u></p> <p>ア ユニット</p> <p>(ア) 病室</p> <p>a <u>一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とするができる。</u></p> <p>b <u>病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p><u>共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u></p> <p>c <u>一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>d <u>ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p>(イ) <u>共同生活室</u></p> <p>a <u>共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</u></p> <p>b <u>一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</u></p> <p>c <u>必要な設備及び備品を備えること。</u></p> <p>(ウ) <u>洗面設備</u></p> <p>a <u>病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u></p> <p>b <u>身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>(エ) <u>便所</u></p> <p>a <u>病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u></p> <p>b <u>ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>イ <u>廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p><u>ウ 機能訓練室</u> 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。</p> <p><u>エ 浴室</u> 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>(3) <u>前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(4) <u>第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第21条第3号に規定する食堂とみなす。</u></p> <p>(5) <u>前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。</u></p> <p>3 <u>療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。</u></p> <p>(1) <u>療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。</u></p> <p><u>ア ユニット</u></p> <p><u>(ア) 病室</u></p> <p><u>a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p>b <u>病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u></p> <p>c <u>一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>d <u>ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p>(イ) <u>共同生活室</u></p> <p>a <u>共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</u></p> <p>b <u>一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</u></p> <p>c <u>必要な設備及び備品を備えること。</u></p> <p>(ウ) <u>洗面設備</u></p> <p>a <u>病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u></p> <p>b <u>身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>(エ) <u>便所</u></p> <p>a <u>病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u></p> <p>b <u>ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>イ <u>廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第205条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に</p>	<p><u>7メートル以上とすること。</u></p> <p>ウ <u>機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。</u></p> <p>エ <u>浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p>(3) <u>前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(4) <u>第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。</u></p> <p>(5) <u>前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。</u></p> <p>4 <u>介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。</u></p> <p>5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第205条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第207条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすこと</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第195条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p><u>5</u> (省 略)</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第196条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p><u>(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数</u></p>	<p>をもって、<u>前各項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第195条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p><u>5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6</u> (省 略)</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第196条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(3) (省 略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第204条 (省 略)</p> <p>2～8 (省 略)</p>	<p>(2) (省 略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第204条 (省 略)</p> <p>2～8 (省 略)</p> <p><u>9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。</u></p> <p><u>(1) 第218条において準用する第141条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</u></p> <p>ア 利用者の安全及びケアの質の確保</p> <p>イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</p> <p>ウ 緊急時の体制整備</p> <p>エ <u>業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</u></p> <p>オ <u>介護予防特定施設従業者に対する研修</u></p> <p><u>(2) 介護機器を複数種類活用していること。</u></p> <p><u>(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u></p> <p><u>(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(管理者)</p> <p>第205条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p><u>(医療機関との協力体制等)</u></p> <p>第215条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>医療機関との間に協力体制を整備しておく</u>なければならない。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第205条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p><u>(口腔衛生の管理)</u></p> <p>第211条の2 <u>指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p><u>(協力医療機関等)</u></p> <p>第215条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>協力医療機関を定めておく</u>なければならない。</p> <p>2 <u>指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するととも</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、<u>歯科診療を行う医療機関との間に協力体制を整備しておくよう努めなければならない。</u> (記録の整備)</p> <p>第217条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p>	<p><u>に、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応をとり決めるように努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>7 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、<u>協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u> (記録の整備)</p> <p>第217条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(2) 第210条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第212条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第214条第3項に規定する結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第218条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の2の2、第55条の4から第55条の11まで(第55条の9第2項を除く。)、第121条の4及び第140条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、第55条の2の2第2項、第55条の10の2第1号及び第3号並びに第55条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同項中「第55条」とあるのは「第213条」と、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p>	<p>(2) 第210条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第212条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第214条第3項の規定による結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第52条の3の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第218条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の2の2、第55条の4から第55条の8まで、第55条の10から第55条の11まで、第121条の4、第140条の2及び第141条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第213条」と、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第 2 2 9 条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にあ</u>る他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 2 3 4 条 (省 略)</p> <p>2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第 2 3 6 条第 2 項に<u>規定する</u>受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録</p> <p>(3) 前条第 8 項に<u>規定する</u>結果等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第 5 2 条の 3 に<u>規定する</u>市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第 5 5 条の 8 第 2 項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第 5 5 条の 1 0 第 2 項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 次条において準用する第 2 1 0 条第 2 項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>	<p>第 2 2 9 条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 2 3 4 条 (省 略)</p> <p>2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第 2 3 6 条第 2 項の<u>規定による</u>受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録</p> <p>(3) 前条第 8 項の<u>規定による</u>結果等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第 5 2 条の 3 の<u>規定による</u>市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第 5 5 条の 8 第 2 項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第 5 5 条の 1 0 第 2 項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 次条において準用する第 2 1 0 条第 2 項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(8) 次条において準用する第212条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第214条第3項に規定する結果等の記録 (準用)</p> <p>第235条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の2の2、第55条の4から第55条の11まで(第55条の9第2項を除く。)、第121条の4、第140条の2、第208条から第212条まで及び第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第232条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第210条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。</p> <p>(福祉用具専門相談員の員数)</p> <p>第239条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定介護予防</p>	<p>(8) 次条において準用する第212条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第214条第3項の規定による結果等の記録 (準用)</p> <p>第235条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の2の2、第55条の4から第55条の8まで、第55条の10から第55条の11まで、第121条の4、第140条の2、第208条から第211条まで、第212条及び第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第232条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第210条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。</p> <p>(福祉用具専門相談員の員数)</p> <p>第239条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定介護予防</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>福祉用具貸与事業者」という。)が、<u>当該事業を行う事業所</u> (以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき<u>福祉用具専門相談員</u>の員数は、常勤換算方法で<u>2以上</u>とする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第240条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(掲示及び目録の備付け)</p> <p>第247条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第243条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 (省 略)</p>	<p>福祉用具貸与事業者」という。)が<u>当該事業を行う事業所</u> (以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき<u>福祉用具専門相談員</u> (<u>介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)</u>の員数は、常勤換算方法で、<u>2以上</u>とする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第240条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(掲示及び目録の備付け)</p> <p>第247条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第243条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u> (<u>以下この条において単に「重要事項」という。</u>)を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>4 (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(記録の整備)</p> <p>第248条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 第246条第4項に規定する結果等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) (省 略)</p> <p>(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)</p> <p>第251条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第238条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第248条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 次条において準用する第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 第251条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(3) 第246条第4項の規定による結果等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第52条の3の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (省 略)</p> <p>(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)</p> <p>第251条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第238条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(4)～(6) (省 略)</p> <p>(7) (省 略)</p> <p>(介護予防福祉用具貸与計画の作成)</p> <p>第252条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第266条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。</p>	<p><u>び同条第11項に規定する特定介護予防福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。</u></p> <p>(5)～(7) (省 略)</p> <p><u>(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(10) (省 略)</p> <p>(介護予防福祉用具貸与計画の作成)</p> <p>第252条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間、<u>介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）</u>を行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第266条第1項に規定する</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2～4 (省 略)</p> <p>5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、<u>当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握</u>（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。</p> <p>6～8 (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第257条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第262条 (省 略)</p> <p>2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第259条に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>	<p>特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、<u>モニタリング</u>を行うものとする。<u>ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。</u></p> <p>6～8 (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第257条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第262条 (省 略)</p> <p>2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第259条の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(2) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(3) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(5) (省 略)</p> <p>(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)</p> <p>第265条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、<u>第266条第1項</u>に規定する特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。</p>	<p>(2) <u>第265条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(3) 次条において準用する第52条の3の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) (省 略)</p> <p>(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)</p> <p>第265条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、<u>次条第1項</u>に規定する特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。</p> <p>(3) <u>対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(3)・(4) (省 略)</p> <p>(5) (省 略)</p> <p>(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)</p> <p>第266条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第267条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他</p>	<p>(4)・(5) (省 略)</p> <p>(6) <u>対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(7) <u>指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p>(8) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(9) (省 略)</p> <p>(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)</p> <p>第266条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 <u>福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第267条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第51条の5第1項(第63条，第75条，第85条，第94条，第124条，第143条(第160条において準用する場合を含む。))，第165条の3，第172条，第182条(第197条において準用する場合を含む。))，第218条，第235条，第249条，第254条及び第263条において準用する場合を含む。)及び第210条第1項(第235条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録(電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第51条の5第1項(第63条，第75条，第85条，第94条，第124条，第143条(第160条において準用する場合を含む。))，第165条の3，第172条，第182条(第197条において準用する場合を含む。))，第218条，第235条，第249条，第254条及び第263条において準用する場合を含む。)及び第210条第1項(第235条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 (省 略)</p>

第6条 豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(管理者)</p> <p>第66条 指定介護予防訪問看護事業者は，指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は，当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し，又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>，施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第66条 指定介護予防訪問看護事業者は，指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は，当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し，又は他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2・3 (省 略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第74条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) 次条において準用する第51条の13第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第52条の3<u>に規定する</u>市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第55条の10第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第77条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第64条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (省 略)</p>	<p>2・3 (省 略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第74条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) 次条において準用する第51条の13第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(5) <u>第77条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(6) 次条において準用する第52条の3<u>の規定による</u>市への通知に係る記録</p> <p>(7) <u>次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(8) 次条において準用する第55条の10第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第77条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第64条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (省 略)</p> <p>(8) <u>指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(8)～(13) (省 略)</p> <p>(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。</p> <p>(15) 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第2号から第6号まで及び第10号から第14号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。</p> <p>(主治の医師との関係)</p> <p>第78条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>第80条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>	<p><u>者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p>(9) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(10)～(15) (省 略)</p> <p>(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。</p> <p>(17) 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第2号から第6号まで、<u>第9号及び第12号から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。</u></p> <p>(主治の医師との関係)</p> <p>第78条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p><u>4 前条第17号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。</u></p> <p>第80条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p><u>3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関す</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第80条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>指定居宅サービス等基準条例第81条第1項</u>に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、<u>第1項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第84条（省 略）</p> <p>2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>（1）（省 略）</p> <p>（2）次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>	<p><u>る基準（平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第2条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p>4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第80条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>指定居宅サービス等基準条例第81条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第84条（省 略）</p> <p>2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>（1）（省 略）</p> <p>（2）次条において準用する第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>（3）<u>第87条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(3) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) (省 略)</p> <p>(6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該</p>	<p>(4) 次条において準用する第52条の3の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) <u>医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならないこと。</u></p> <p>(6) (省 略)</p> <p>(7) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第126条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができること。</p> <p><u>(7)・(8)</u> (省 略)</p> <p><u>(9)～(13)</u> (省 略)</p> <p><u>(14)</u> 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第93条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>	<p>目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第126条第2号から第6号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができること。</p> <p><u>(8)・(9)</u> (省 略)</p> <p><u>(10)</u> <u>指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(11)</u> <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p><u>(12)～(16)</u> (省 略)</p> <p><u>(17)</u> 第1号から第15号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第93条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 次条において準用する第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(2)</u> <u>第96条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(2) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(3) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第96条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を<u>交付するよう努めなければならないこと。</u></p> <p>(4)～(7) (省 略)</p> <p>2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおり</p>	<p><u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(3) 次条において準用する第52条の3の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第96条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) <u>指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p>(4) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(5) 第2号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を<u>交付するよう努めなければならないこと。</u></p> <p>(6)～(9) (省 略)</p> <p>2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおり</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>とする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p><u>(3)～(7)</u> (省 略)</p> <p>3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p><u>(3)・(4)</u> (省 略)</p> <p>第118条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p>	<p>とする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p><u>(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p><u>(5)～(9)</u> (省 略)</p> <p>3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p><u>(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p><u>(5)・(6)</u> (省 略)</p> <p>第118条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p><u>4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合<u>にあつては</u>、指定居宅サービス等基準条例第137条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、<u>前3項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第123条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次条において準用する第51条の13第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第52条の3に<u>規定する</u>市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第55条の8第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等</p>	<p><u>の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第2条又は介護医療院基準第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p>5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合<u>については</u>、指定居宅サービス等基準条例第137条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、<u>前各項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第123条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次条において準用する第51条の13第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第126条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第52条の3の<u>規定による</u>市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第55条の8第2項の<u>規定による</u>苦情の内容</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第126条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第117条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) (省 略)</p> <p>(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第87条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができること。</p>	<p>等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第126条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第117条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) <u>医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならないこと。</u></p> <p>(6) (省 略)</p> <p>(7) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第87条第2号から第6号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができること。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(7)・(8) (省 略)</p> <p>(9)～(12) (省 略)</p> <p>(13) 第1号から第11号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。</p>	<p>(8)・(9) (省 略)</p> <p>(10) <u>指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p>(11) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(12)～(15) (省 略)</p> <p>(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。</p>

(豊中市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 豊中市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年豊中市条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)</u>ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる<u>保健師</u>その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師</u>その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。</p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(管理者)</p> <p>第6条 指定介護予防支援事業者は、<u>指定介護予防支援事業所</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 <u>前項に規定する管理者</u>は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>	<p><u>る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 指定介護予防支援事業者は、<u>当該指定に係る事業所</u>（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者</u>は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者</u>は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、<u>主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>4 <u>前項に規定する管理者</u>は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</u></p> <p>(2) <u>管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</u></p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第7条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、<u>あらかじめ</u>、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、<u>担当職員</u>の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロム</u>その他一定の事項を確実に記録しておくことができるこれらに準じる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>第7条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、<u>あらかじめ、利用者又はその家族に対し</u>、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、<u>担当職員(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)</u>の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに第1項</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>5～8 (省 略) (利用料等の受領) 第13条 (省 略)</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 <u>指定介護予防支援事業者</u>は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の<u>規定</u>を遵守するよ</p>	<p>に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>5～8 (省 略) (利用料等の受領) 第13条 (省 略)</p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者</u>は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の<u>規定</u>(第33条第</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>う措置させなければならないこと。</p> <p>( 掲 示 )</p> <p>第 2 4 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>( 記 録 の 整 備 )</p> <p>第 3 1 条 ( 省 略 )</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>( 1 ) ( 省 略 )</p> <p>( 2 ) 個々の利用者ごとに<u>介護予防サービス計画</u>、<u>第 3 3 条第 7 号に規定するアセスメントの結果の記録</u>、<u>同条第 9 号に規定するサービス担当者会議等の記録</u>、<u>同条第 1 5 号に規定する評価の結果の記録及び同条第 1 6 号に規定するモニタリングの結果の記録</u>を記載した介護予防支援台帳</p>	<p><u>2 9 号の規定を除く。</u>)を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p>( 掲 示 )</p> <p>第 2 4 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u> (以下この条において単に「<u>重要事項</u>」という。)を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>( 記 録 の 整 備 )</p> <p>第 3 1 条 ( 省 略 )</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>( 1 ) ( 省 略 )</p> <p>( 2 ) 個々の利用者ごとに<u>次に掲げる事項</u>を記載した介護予防支援台帳</p> <p>ア <u>介護予防サービス計画</u></p> <p>イ <u>第 3 3 条第 7 号に規定するアセスメントの結果の記録</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(3) 第18条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第33条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3)～(15) (省 略)</p> <p>(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握 (以下「モニタリン</p>	<p>ウ 第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>エ 第33条第15号の規定による評価の結果の記録</p> <p>オ 第33条第16号に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為 (同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第18条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第33条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</p> <p>(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</p> <p>(3)～(15) (省 略)</p> <p>(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握 (以下「モニタリン</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>グ」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に掲げるところにより行わなければならないこと。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p>	<p>グ」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に掲げるところにより行わなければならないこと。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。</p> <p>イ <u>アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。</u></p> <p><u>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p><u>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p>a <u>利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p>b <u>利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u></p> <p>c <u>担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p> <p>ウ <u>サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p>ウ (省 略)</p> <p>(17)～(28) (省 略)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）により行うことができる。</p>	<p>エ 利用者の居宅を訪問しない月（<u>イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。</u>）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p>オ (省 略)</p> <p>(17)～(28) (省 略)</p> <p><u>(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならないこと。</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
2 (省 略)	2 (省 略)

(豊中市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第8条 豊中市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年豊中市条例第74号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(管理者)</p> <p>第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは<u>指定介護療養型医療施設</u>(健康保険法等の一部を改正する法</p>	<p>(管理者)</p> <p>第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律</u>(平成18年法律第83</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）の運営（同条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある他の</u>本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第12条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通</p>	<p><u>号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第45条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第12条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他一定の事項を確実に記録しておくことができるこれらに準じる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 (省 略)</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第17条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（豊中市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年豊中市条例第65号。以下「<u>指定介護予防支援基準条例</u>」という。）第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(掲示)</p> <p>第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症</p>	<p>信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 (省 略)</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第17条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（豊中市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年豊中市条例第65号。以下「<u>指定介護予防支援等基準条例</u>」という。）第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(掲示)</p> <p>第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項の規定</u>による掲示に代えることができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第41条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第25条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置</p>	<p>対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u> (以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項の規定</u>による掲示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第41条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為 (以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 第25条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>についての記録</p> <p><u>(6)</u> (省 略)</p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (省 略)</p> <p><u>(10)～(13)</u> (省 略)</p> <p><u>(14)</u> 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第45条 (省 略)</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に</p>	<p>置についての記録</p> <p><u>(7)</u> (省 略)</p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (省 略)</p> <p><u>(10)</u> <u>指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(11)</u> <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p><u>(12)～(15)</u> (省 略)</p> <p><u>(16)</u> 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第45条 (省 略)</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )						
<p>掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <table border="1" data-bbox="181 308 1106 683"> <tr> <td data-bbox="181 308 412 683">           当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合         </td> <td data-bbox="412 308 925 683">           指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設，指定介護老人福祉施設，介護老人保健施設，指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院         </td> <td data-bbox="925 308 1106 683">(省 略)</td> </tr> </table> <p>(省 略)</p>	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設，指定介護老人福祉施設，介護老人保健施設，指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	(省 略)	<p>掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1137 308 2060 683"> <tr> <td data-bbox="1137 308 1368 683">           当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合         </td> <td data-bbox="1368 308 1881 683">           指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設，指定介護老人福祉施設，介護老人保健施設又は介護医療院         </td> <td data-bbox="1881 308 2060 683">(省 略)</td> </tr> </table> <p>(省 略)</p>	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設，指定介護老人福祉施設，介護老人保健施設又は介護医療院	(省 略)
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設，指定介護老人福祉施設，介護老人保健施設，指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	(省 略)					
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設，指定介護老人福祉施設，介護老人保健施設又は介護医療院	(省 略)					
<p>7～13 (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し，又は<u>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務，同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が，指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービ</u></p>	<p>7～13 (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し，又は<u>他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p>						

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>ス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。)</u>、<u>指定訪問介護事業者(豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年豊中市条例第69号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)</u>第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)又は<u>指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)</u>の指定を併せて受け、<u>一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)</u>若しくは<u>介護予防・日常生活支援総合事業(第1号介護予防支援事業を除く。)</u>に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)</u>を行ってはならない。</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>2・3 (省 略)</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、<u>介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(緊急時等の対応)</p> <p>第57条 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が定めた<u>医療機関</u>への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>(医療機関との協力体制等)</u></p> <p>第61条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>医療機関との間に協力体制を整備しておかなければならない。</u></p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、<u>歯科診療を行う医療機関との間に協力体制を整備しておくよう努めなければならない。</u></p> <p>3 (省 略)</p>	<p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第57条 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が定めた<u>協力医療機関</u>への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>(協力医療機関等)</u></p> <p>第61条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>協力医療機関を定めておかなければならない。</u></p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、<u>協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u></p> <p>3 (省 略)</p> <p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p><u>第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的</u> <u>に開催しなければならない。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(記録の整備)</p> <p>第65条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 次条において準用する第22条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第54条第2項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第25条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等若しくは併設する<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (省 略)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第65条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 次条において準用する第22条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第54条第2項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第25条の<u>規定による</u>市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (省 略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(管理者による管理)</p> <p>第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(医療機関との協力体制等)</u></p> <p>第84条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>医療機関との間に協力体制を整備しておかなければならない。</u></p>	<p>(管理者による管理)</p> <p>第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p><u>(協力医療機関等)</u></p> <p>第84条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>協力医療機関を定めておかなければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、<u>歯科診療を行う医療機関との間に協力体制を整備しておくよう努めなければならない。</u></p> <p>3 (省 略) (記録の整備)</p> <p>第86条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第77条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記</p>	<p><u>17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>7 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、<u>協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u></p> <p>8 (省 略) (記録の整備)</p> <p>第86条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第77条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>録</p> <p>(3) 第79条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第87条 第12条, 第13条, 第15条, 第16条, 第24条, 第25条, 第27条, 第29条の2, 第32条から第35条まで, 第37条から第40条まで(第38条第4項及び第40条第5項を除く。), 第57条, 第60条及び第62条の規定は, 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において, 第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と, 同項, 第29条の2第2項, 第32条第2項第1号及び第3号, 第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と, 第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と, 「6月」とあるのは「2月」と, 第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは</p>	<p>記録</p> <p>(3) 第79条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第25条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第87条 第12条, 第13条, 第15条, 第16条, 第24条, 第25条, 第27条, 第29条の2, 第32条から第35条まで, 第37条から第40条まで(第38条第4項及び第40条第5項を除く。), 第57条, 第60条, 第62条及び第64条の2の規定は, 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において, 第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と, 同項, 第29条の2第2項, 第32条第2項第1号及び第3号, 第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と, 第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と, 「6月」とあるのは「2月」と, 第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第15条第1項(第66条及び第87条において準用する場合を含む。)及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第15条第1項(第66条及び第87条において準用する場合を含む。)及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 (省 略)</p>

(豊中市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 豊中市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年豊中市条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(記録の整備)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第29条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第13条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>6～12 (省 略)</p> <p>(医療機関との協力体制等)</p> <p>第25条 養護老人ホームは、<u>入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、医療機関との間に協力体制を整備しておかなければならない。</u></p>	<p>し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第27条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第29条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第13条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>6～12 (省 略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第25条 養護老人ホームは、<u>入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)</u>を定めておかなければならない。<u>ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に掲げる要件を満たすこととしても差し支えない。</u></p> <p>(1) <u>入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2 養護老人ホームは、あらかじめ、<u>歯科診療を行う医療機関との間に協力体制を整備しておくよう努めなければならない。</u></p>	<p><u>行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(3) <u>入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p>2 <u>養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>養護老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>6 <u>養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u></p>

(豊中市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第10条 豊中市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
<p>（従業者の員数）</p> <p>第5条 （省 略）</p> <p>2～9 （省 略）</p> <p>10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は，サテライト型居住施設（豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第70号）第153条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であって，当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては，指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第5条 （省 略）</p> <p>2～9 （省 略）</p> <p>10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は，サテライト型居住施設（豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第70号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第153条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であって，当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては，指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p>11 <u>指定介護老人福祉施設（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域，奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島，小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島，沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し，かつ，入所定員が30人の指定介護老人福祉施設に限る。）に指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所，指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (省 略)</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロム</u>その他一定の事項を確実に記録しておくことができるこれらに準じる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>	<p><u>併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は豊中市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年豊中市条例第74号)第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</u></p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (省 略)</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第56条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>3～6 (省 略)</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第25条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第5条第1項第1号に掲げる<u>医師との連携方法</u>その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第26条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等</u>又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。</p> <p><u>(医療機関との協力体制等)</u></p> <p>第34条 指定介護老人福祉施設は、<u>入院治療を必要とする入所者のために、</u>あらかじめ、<u>医療機関との間に協力体制を整備しておかなければならない。</u></p>	<p>3～6 (省 略)</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第25条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第5条第1項第1号に掲げる<u>医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法</u>その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p><u>2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</u></p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第26条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。</u></p> <p><u>(協力医療機関等)</u></p> <p>第34条 指定介護老人福祉施設は、<u>入所者の病状の急変等に備えるため、</u>あらかじめ、<u>次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に掲げる要件を満たすこととしても差し支えない。</u></p> <p><u>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p>(2) <u>当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(3) <u>入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p>2 <u>指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、<u>歯科診療を行う医療機関との間に</u></u></p> <p>6 <u>指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、<u>協力歯科医療機関を定めておくよ</u></u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>協力体制を整備しておくよう努めなければならない。</u></p> <p>( 掲 示 )</p> <p>第 3 5 条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、<u>前条の医療機関の名称等</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>( 記 録 の 整 備 )</p> <p>第 4 3 条 ( 省 略 )</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければ</p>	<p>う努めなければならない。</p> <p>( 掲 示 )</p> <p>第 3 5 条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、<u>協力医療機関</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>（以下この条において単に「<u>重要事項</u>」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p><u>(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p><u>第 4 1 条の 3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</u></p> <p>( 記 録 の 整 備 )</p> <p>第 4 3 条 ( 省 略 )</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければ</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>ばならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第25条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 第41条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第53条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p><u>5</u> (省 略)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第56条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項(前条において準用する場合を含む。))及び第13条第1項(前条におい</p>	<p>ばならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第25条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 第41条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第53条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p><u>5</u> <u>ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に</u> <u>係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6</u> (省 略)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第56条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項(前条において準用する場合を含む。))及び第13条第1項(前条におい</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>て準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式<u>その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u>により行うことができる。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 平成15年4月1日前から法第48条第1項第1号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設(同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。)は、指定介護老人福祉施設であってユニット型指定介護老人福祉施設でないものとみなす。ただし、当該介護老人福祉施設が、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第30号)による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「<u>基準省令</u>」という。)第2章及び第5章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を市長に申し出た場合は、この限りでない。</p> <p>3～9 (省 略)</p> <p>10 平成15年4月1日前から法第48条第1項第1号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設(同日以降に増築され、又は改築された部分を除く。)であって、同日において<u>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を一部改正する省令(平成15年厚生労働省令第30号)による改正後の基準省令第5章に規定する基準を満たすものについて、第46条第1項第1号イ(イ)の規定を適用する場合においては、</u>同号イ(イ)中</p>	<p>て準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 平成15年4月1日前から法第48条第1項第1号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設(同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。)は、指定介護老人福祉施設であってユニット型指定介護老人福祉施設でないものとみなす。ただし、当該介護老人福祉施設が、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第30号)による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「<u>新基準省令</u>」という。)第2章及び第5章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を市長に申し出た場合は、この限りでない。</p> <p>3～9 (省 略)</p> <p>10 平成15年4月1日前から法第48条第1項第1号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設(同日以降に増築され、又は改築された部分を除く。)であって、同日において<u>新基準省令第5章に規定する基準を満たすものについて、第46条第1項第1号イ(イ)の規定を適用する場合においては、</u>同号イ(イ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。</p>	<p>が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。</p>

(豊中市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第11条 豊中市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年豊中市条例第72号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</p> <p>7 (省 略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (省 略)</p> <p>2 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他一定の事項を確実に記録しておくことができるこれらに準ずる物をもって調整するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 (省 略)</p> <p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p>	<p>(3) 病院 栄養士又は管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)</p> <p>7 (省 略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (省 略)</p> <p>2 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調整するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (省 略)</p> <p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第19条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、<u>協力体制を整備している病院</u>その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第26条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第70号。以下この条において「<u>地域密着型サービス基準条例</u>」という。）第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（<u>地域密着型サービス基準条例</u>第153条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第33条 (省 略)</p> <p>2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p>	<p>第19条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、<u>協力医療機関</u>その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第26条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第70号。以下「<u>指定地域密着型サービス基準条例</u>」という。）第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（<u>指定地域密着型サービス基準条例</u>第153条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第33条 (省 略)</p> <p>2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(2) 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3)・(4) (省 略)</p> <p><u>(医療機関との協力体制等)</u></p> <p>第34条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>医療機関との間に協力体制を整備しておかなければならない。</u></p>	<p>(2) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3)・(4) (省 略)</p> <p><u>(協力医療機関等)</u></p> <p>第34条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に掲げる要件を満たすこととしても差し支えない。</u></p> <p><u>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p><u>2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2 介護老人保健施設は、あらかじめ、<u>歯科診療を行う医療機関との間に協力体制を整備しておくよう努めなければならない。</u></p> <p>(掲示)</p> <p>第35条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、<u>前条の医療機関の名称等</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>を掲示しなければならない。</p> <p>2 介護老人保健施設は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p><u>第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>介護老人保健施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>6 介護老人保健施設は、あらかじめ、<u>協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u></p> <p>(掲示)</p> <p>第35条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、<u>協力医療機関</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>（以下この条において単に「<u>重要事項</u>」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 介護老人保健施設は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 <u>介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(記録の整備)</p> <p>第42条 (省 略)</p> <p>2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第12条第4項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録</p> <p>(3) 第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 第25条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 第40条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p><u>方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p><u>第40条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第42条 (省 略)</p> <p>2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第12条第4項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録</p> <p>(3) 第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 第25条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 第40条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第52条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 (省 略)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第55条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項(前条において準用する場合を含む。))及び第13条第1項(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第52条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 <u>ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p>6 (省 略)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第55条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項(前条において準用する場合を含む。))及び第13条第1項(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 (省 略)</p>

(豊中市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第12条 豊中市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年豊中市条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>目次</p> <p>第1章 (省 略)</p> <p>第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 (第3条—<u>第32条の2</u>)</p> <p>第3章～第6章 (省 略)</p> <p>附則 (記録の整備)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 (省 略)</p> <p>2～7 (省 略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 (省 略)</p> <p>第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 (第3条—<u>第32条の3</u>)</p> <p>第3章～第6章 (省 略)</p> <p>附則 (記録の整備)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 (省 略)</p> <p>2～7 (省 略)</p> <p>8 <u>特別養護老人ホーム(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(緊急時等の対応)</p> <p>第23条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第1項第2号に掲げる<u>医師</u>との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p>	<p><u>笠原諸島、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。）に豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第70号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は豊中市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第74号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員又は機能訓練指導員については、当該特別養護老人ホームの生活相談員又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</u></p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第23条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第1項第2号に掲げる<u>医師及び協力医療機関</u>の協力を得て、当該医師及び当該<u>協力医療機関</u>との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>2. 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(施設長の責務)</p> <p>第24条 (省 略)</p> <p>2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から<u>第32条の2</u>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p><u>(医療機関との協力体制等)</u></p> <p>第28条 特別養護老人ホームは、<u>入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、医療機関との間に協力体制を整備しておかなければならない。</u></p>	<p><u>に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</u></p> <p>(施設長の責務)</p> <p>第24条 (省 略)</p> <p>2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から<u>第32条の3</u>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p><u>(協力医療機関等)</u></p> <p>第28条 特別養護老人ホームは、<u>入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)</u>を定めておかなければならない。<u>ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に掲げる要件を満たすこととしても差し支えない。</u></p> <p><u>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p>2 <u>特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2 特別養護老人ホームは、あらかじめ、<u>歯科診療を行う医療機関との間に協力体制を整備しておくよう努めなければならない。</u></p>	<p>を、市長に届け出なければならない。</p> <p>3 <u>特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症，同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>特別養護老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>6 特別養護老人ホームは、あらかじめ、<u>協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u>  <u>（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）</u></p> <p>第32条の3 <u>特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第3章 (省 略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第41条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第43条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2及び第27条から<u>第32条の2</u>までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第43条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第43条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から<u>第32条の2</u>まで」とあるのは「第35条及び第37条から第42条まで並びに第43条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から前条まで、第25条の2及び第27条から<u>第32条の2</u>まで」と読み替えるものとする。</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第46条 (省 略)</p>	<p><u>に開催しなければならない。</u></p> <p>第3章 (省 略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第41条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p><u>5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p>6 (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第43条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2及び第27条から<u>第32条の3</u>までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第43条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第43条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から<u>第32条の3</u>まで」とあるのは「第35条及び第37条から第42条まで並びに第43条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から前条まで、第25条の2及び第27条から<u>第32条の3</u>まで」と読み替えるものとする。</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第46条 (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2～11 (省 略)</p> <p>12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所，指定短期入所生活介護事業所等又は<u>豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第70号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）</u>第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは<u>豊中市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第74号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）</u>第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては，当該併設される事業所の生活相談員，栄養士，機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については，当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員，栄養士，機能訓練指導員又は調理員，事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。</p> <p>13～15 (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第49条 第3条から第10条まで，第13条から第16条まで，第18条から第30条まで，<u>第32条及び第32条の2</u>の規定は，地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において，第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第49条において準用する第16条第5項」</p>	<p>2～11 (省 略)</p> <p>12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所，指定短期入所生活介護事業所等又は<u>指定地域密着型サービス基準条例第60条の3</u>第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは<u>指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条</u>第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては，当該併設される事業所の生活相談員，栄養士，機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については，当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員，栄養士，機能訓練指導員又は調理員，事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。</p> <p>13～15 (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第49条 第3条から第10条まで，第13条から第16条まで，第18条から第30条まで<u>及び第32条から第32条の3</u>までの規定は，地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において，第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第49条において準用する第16条</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第49条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第49条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から<u>第32条の2</u>まで」とあるのは「第47条及び第48条並びに第49条において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から前条まで、次条から第30条まで、<u>第32条及び第32条の2</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第53条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第30条まで、第32条、<u>第32条の2</u>、第34条、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第53条において準用する第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第53条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第53条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から<u>第32条の2</u>まで」とあるのは「第52条並びに第53条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から前条まで、第25条の2、第27条から第30条まで、第32条、<u>第32条の2</u>、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条」と読み替えるものとする。</p>	<p>第5項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第49条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第49条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から<u>第32条の3</u>まで」とあるのは「第47条及び第48条並びに第49条において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から前条まで、次条から第30条まで<u>及び第32条から第32条の3まで</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第53条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第30条まで、第32条から<u>第32条の3まで</u>、第34条、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第53条において準用する第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第53条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第53条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から<u>第32条の3</u>まで」とあるのは「第52条並びに第53条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から前条まで、第25条の2、第27条から第30条まで、第32条から<u>第32条の3まで</u>、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条」と読み替えるものとする。</p>

(豊中市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第13条 豊中市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年豊中市条例第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(記録の整備)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 第18条第4項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第3項の記録</p> <p>(職員配置の基準)</p> <p>第12条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>5～13 (省 略)</p> <p>(入所申込者等に対する説明等)</p> <p>第13条 (省 略)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 第18条第4項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第32条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第34条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(職員配置の基準)</p> <p>第12条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、<u>他の事業所</u>、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>5～13 (省 略)</p> <p>(入所申込者等に対する説明等)</p> <p>第13条 (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2 (省 略)</p> <p>3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他一定の事項を確実に記録しておくことができるこれらに準じる物をもって調整するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>4～7 (省 略)</p> <p><u>(医療機関との協力体制等)</u></p> <p>第28条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>医療機関との間に協力体制を整備しておかなければならない。</u></p>	<p>2 (省 略)</p> <p>3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調整するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>4～7 (省 略)</p> <p><u>(協力医療機関等)</u></p> <p>第28条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>協力医療機関を定めておかなければならない。</u></p> <p><u>2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2 軽費老人ホームは、あらかじめ、<u>歯科診療を行う医療機関との間に協力体制を整備しておくよう努めなければならない。</u></p> <p>(掲示)</p> <p>第29条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、<u>前条の医療機関の名称等</u>、利用料その他サービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>を掲示しなければならない。</p>	<p><u>行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>3 <u>軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p> <p>4 <u>軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>軽費老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>7 軽費老人ホームは、あらかじめ、<u>協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u></p> <p>(掲示)</p> <p>第29条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、<u>協力医療機関</u>、利用料その他サービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2 軽費老人ホームは、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第36条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、<u>交付</u>、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(<u>電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>)により行うことができる。</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>2 軽費老人ホームは、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第36条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 (省 略)</p>

(豊中市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第14条 豊中市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年豊中市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (省 略)</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他一定の事項を確実に記録しておくことができるこれらに準じる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 (省 略)</p> <p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、<u>協力病院</u>その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合</p>	<p>2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 (省 略)</p> <p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、<u>協力医療機関</u>その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>は、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第70号）第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同条例第153条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第33条（省略）</p> <p>2 介護医療院は，当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように，次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1）（省略）</p> <p>（2）当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>（3）・（4）（省略）</p> <p>3（省略）</p> <p><u>（医療機関との協力体制等）</u></p> <p>第34条 介護医療院は，入所者の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，<u>協力病院</u>を定めておかなければならない。</p>	<p>は，他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第70号）第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同条例第153条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第33条（省略）</p> <p>2 介護医療院は，当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように，次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1）（省略）</p> <p>（2）当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>（3）・（4）（省略）</p> <p>3（省略）</p> <p><u>（協力医療機関等）</u></p> <p>第34条 介護医療院は，入所者の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，<u>次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては，病院に限る。）</u>を定めておかなければならない。<u>ただし，複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に掲げる要件を満たすこととしても差し支えない。</u></p> <p><u>（1）入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を，常時確保していること。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2 (省 略) (掲示)</p>	<p>(2) <u>当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(3) <u>入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p>2 <u>介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>介護医療院は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>6 (省 略) (掲示)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第35条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、<u>協力病院</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>を掲示しなければならない。</p> <p>2 介護医療院は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第52条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 (省 略)</p> <p>(電磁的記録等)</p>	<p>第35条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、<u>協力医療機関</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u>（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 介護医療院は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p><u>(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p><u>第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第52条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 <u>ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p>6 (省 略)</p> <p>(電磁的記録等)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第55条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）により行うことができる。</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>第55条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 (省 略)</p>

（豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第15条 豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（令和3年豊中市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>附 則</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 <u>この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日</u>までの間、第1条の規定による改正後の豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新指定居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、</p>	<p>附 則</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 <u>この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日</u>までの間、第1条の規定による改正後の豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第3条第3項（新指定居宅サービス等基準条例第91条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に</p>

( 現 行 )

第89条, 第98条, 第113条, 第115条, 第135条, 第146条, 第168条(新指定居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。), 第181条の3, 第188条, 第204条(新指定居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。), 第237条, 第248条, 第263条, 第265条及び第276条において準用する場合を含む。), 第2条の規定による改正後の豊中市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。), 第3条第5項及び第30条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。), 第3条の規定による改正後の豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定地域密着型サービス基準条例」という。), 第3条第3項及び第41条の2(新指定地域密着型サービス基準条例第60条, 第60条の20, 第60条の20の3, 第60条の39, 第81条, 第109条, 第129条, 第150条, 第179条, 第191条及び第204条において準用する場合を含む。), 第4条の規定による改正後の豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員, 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。), 第3条第3項及び第55条の10の2(新指定介護予防サービス等基準条例第63条, 第75条, 第85条, 第94条, 第124条, 第143条(新指定介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。), 第165条の3, 第172条, 第182条(新指定介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。), 第218条, 第235条, 第249条, 第254条及び第263条において準用する場合を含む。), 第5条

( 改 正 後 )

限る。)及び第40条の2(新指定居宅サービス等基準条例第98条において準用する場合に限る。)並びに第4条の規定による改正後の豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員, 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。), 第3条第3項(新指定介護予防サービス等基準条例第89条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第55条の10の2(新指定介護予防サービス等基準条例第94条において準用する場合に限る。)の規定の適用については, これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし, 新指定居宅サービス等基準条例第96条及び新指定介護予防サービス等基準条例第92条の規定の適用については, これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに, 次に」と, 「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>の規定による改正後の豊中市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第3条第5項及び第29条の2（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）、第6条の規定による改正後の豊中市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第38条の2（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）、第7条の規定による改正後の豊中市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第3条第4項及び第30条、第8条の規定による改正後の豊中市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第3条第4項、第41条の2（新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）及び第45条第3項、第9条の規定による改正後の豊中市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第3条第4項、第40条の2（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第3項、第10条の規定による改正後の豊中市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第3条第5項（新特別養護老人ホーム基準条例第49条において準用する場合を含む。）、第32条の2（新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第</u></p>	

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>49条及び第53条において準用する場合を含む。)及び第34条第3項(新特別養護老人ホーム基準第53条において準用する場合を含む。), 第11条の規定による改正後の豊中市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。)第3条第4項及び第35条並びに第12条の規定による改正後の豊中市介護医療院の人員, 施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)第3条第4項, 第40条の2(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)及び第44条第3項の規定の適用については, これらの規定中「講じなければ」とあるのは, 「講じるように努めなければ」とし, 新指定居宅サービス等基準条例第30条(新指定居宅サービス等基準条例第42条の3及び第47条において準用する場合を含む。), 第57条(新指定居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。), 第77条, 第87条, 第96条, 第107条(新指定居宅サービス等基準条例第115条及び第135条において準用する場合を含む。), 第143条, 第164条(新指定居宅サービス等基準条例第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。), 第178条, 第201条, 第213条, 第232条, 第245条及び第257条(新指定居宅サービス等基準条例第265条及び第276条において準用する場合を含む。), 新指定居宅介護支援等基準条例第21条(新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。), 新指定地域密着型サービス基準条例第32条, 第56条, 第60条の12(新指定地域密着型サービス基準条例第60条の20の3において準用する場合を含む。), 第60条の35, 第74条, 第101条(新指定地域密着型サービス基準条例第204条において準用する場合を含む。), 第123条, 第146条, 第1</p>	

( 現 行 )

( 改 正 後 )

70条及び第188条, 新指定介護予防サービス等基準条例第55条(新指定介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。), 第73条, 第83条, 第92条, 第121条, 第139条(新指定介護予防サービス等基準条例第165条の3及び第172条において準用する場合を含む。), 第157条, 第179条, 第194条, 第213条, 第232条及び第243条(新指定介護予防サービス等基準条例第254条及び第263条において準用する場合を含む。), 新指定介護予防支援等基準条例第20条(新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。), 新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第28条, 第58条及び第81条, 新養護老人ホーム基準条例第8条, 新指定介護老人福祉施設基準条例第29条及び第52条, 新介護老人保健施設基準条例第29条及び第51条, 新特別養護老人ホーム基準条例第8条(新特別養護老人ホーム基準条例第49条において準用する場合を含む。)及び第35条(新特別養護老人ホーム基準条例第53条において準用する場合を含む。), 新軽費老人ホーム基準条例第8条並びに新介護医療院基準条例第29条及び第51条の規定の適用については, これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに, 次に」と, 「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間, 新指定居宅サービス等基準条例第32条の2(新指定居宅サービス等基準条例第42条の3, 第47条, 第59条, 第63条, 第79条, 第89条, 第98条, 第113条, 第115条, 第135条, 第146条, 第168条(新指定居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。), 第181条の3, 第188条,

3 施行日から令和9年3月31日までの間, 新指定居宅サービス等基準条例第32条の2(新指定居宅サービス等基準条例第98条において準用する場合に限る。)及び新指定介護予防サービス等基準条例第55条の2の2(新指定介護予防サービス等基準条例第94条において準用する場合に限る。)の規定の適用については, これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第204条(新指定居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。), 第237条, 第248条, 第263条, 第265条及び第276条において準用する場合を含む。), 新指定居宅介護支援等基準条例第22条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。), 新指定地域密着型サービス基準条例第33条の2(新指定地域密着型サービス基準条例第60条, 第60条の20, 第60条の20の3, 第60条の39, 第81条, 第109条, 第129条, 第150条, 第179条, 第191条及び第204条において準用する場合を含む。), 新指定介護予防サービス等基準条例第55条の2の2(新指定介護予防サービス等基準条例第63条, 第75条, 第85条, 第94条, 第124条, 第143条(新指定介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。), 第165条の3, 第172条, 第182条(新指定介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。), 第218条, 第235条, 第249条, 第254条及び第263条において準用する場合を含む。), 新指定介護予防支援等基準条例第21条の2(新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。), 新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の2(新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。), 新養護老人ホーム基準条例第23条の2, 新指定介護老人福祉施設基準条例第30条の2(新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。), 新介護老人保健施設基準条例第30条の2(新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。), 新特別養護老人ホーム基準条例第25条の2(新特別養護老人ホーム基準条例第43条, 第49条及び第53条において準用する場合を含む。), 新軽費老人ホーム基準条</p>	<p>じるよう努めなければ」と, 「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と, 「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。</p>

( 現 行 )

例第25条の2及び新介護医療院基準条例第30条の2（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

4・5 (省 略)

6 当分の間、新指定介護老人福祉施設基準条例第46条第1項第1号ア(イ)に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準条例第5条第1項第3号ア及び第53条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 前項の規定は、新指定居宅サービス等基準条例第171条第5項第1号ア(イ)、新指定地域密着型サービス基準条例第182条第1項第1号ア(イ)、新指定介護予防サービス等基準条例第154条第5項第1号ア(イ)並びに新特別養護老人ホーム基準条例第36条第3項第1号ア(イ)及び第51条第3項第1号ア(イ)の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

( 改 正 後 )

4・5 (省 略)

6 当分の間、第8条の規定による改正後の豊中市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第46条第1項第1号ア(イ)に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準条例第5条第1項第3号ア及び第53条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 前項の規定は、新指定居宅サービス等基準条例第171条第5項第1号ア(イ)、第3条の規定による改正後の豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定地域密着型サービス基準条例」という。）第182条第1項第1号ア(イ)、新指定介護予防サービス等基準条例第154条第5項第1号ア(イ)並びに第10条の規定による改正後の豊中市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第36条第3項第1号ア(イ)及び第51条第3項第1号ア(イ)の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ

( 現 行 )	( 改 正 後 )
次の表 (省 略) 8～12 (省 略)	れ読み替えるものとする。 次の表 (省 略) 8～12 (省 略)

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第9条第2項第2号及び第277条第1項の改正規定、第3条中豊中市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第7条第4項第2号及び第34条第1項の改正規定、第4条中豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第10条第2項第2号及び第205条第1項の改正規定、第5条中豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第51条の2第2項第2号及び第267条第1項の改正規定、第7条中豊中市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第7条第4項第2号及び第36条第1項の改正規定、第8条中豊中市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第12条第2項第2号及び第92条第1項の改正規定、第10条中豊中市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第7条第2項第2号及び第56条第1項の改正規定、第11条中豊中市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例第7条第2項第2号及び第55条第1項の改正規定、第13条中豊中市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例第13条第3項第2号及び第36条第1項の改正規定並びに第14条中豊中市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例第7条第2項第2号及び第55条第1項の改正規定  
 公布の日

(2) 第2条及び第6条の規定 令和6年6月1日

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第34条第3項（新指定居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新指定居宅サービス等基

準条例第181条において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第204条(新指定居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。)、第237条及び第248条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新指定居宅サービス等基準条例第261条第3項(新指定居宅サービス等基準条例第265条及び第276条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の豊中市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)第25条第3項(新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定地域密着型サービス基準条例」という。)第35条第3項(新指定地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の39、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第5条の規定による改正後の豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。)第55条の4第3項(新指定介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条(新指定介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。))、第165条の3、第172条、第182条(新指定介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。))、第218条及び第235条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新指定介護予防サービス等基準条例第247条第3項(新指定介護予防サービス等基準条例第254条及び第263条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第7条の規定による改正後の豊中市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。)第24条第3項(新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第8条の規定による改正後の豊中市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第33条第3項(新指定地域密着型介

護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第10条の規定による改正後の豊中市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。)第35条第3項(新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第11条の規定による改正後の豊中市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)第35条第3項(新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第13条の規定による改正後の豊中市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。)第29条第3項の規定の適用については、同項中「軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第14条の規定による改正後の豊中市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)第35条第3項(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第155条第6項(新指定居宅サービス等基準条例第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。)、第174条第8項、第194条第6項及び第209条第8項、新指定地域密着型サービス基準条例第93条第7号及び第199条第7号、新指定介護予防サービス等基準条例第137条第3項(新指定介護予防サービス等基準条例第160条、第165条の3及び第172条において準用する場合を含む。)、第178条第3項(新指定介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。)並びに新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第54条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第166条の2(新指定居宅サービス等基準条例第181条、第181条の3、第188条、第204条(新指定居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。))及び第237条において準用する場合を含む。)、新指定地域密着型サービス基準条例第107条の2(新指定地域密着型サービス基準条例第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第141条の2(新指定介護予防サービス等基準条例第160条、第165条の3、第172条、第182条(新指定介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。))及び第218条において準用する場合を含む。)、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第64条の2(新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第87条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施

設基準条例第41条の3（新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第40条の3（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、第12条の規定による改正後の豊中市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第32条の3（新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第40条の3（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和9年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第228条の2及び新指定介護予防サービス等基準条例第211条の2の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

6 施行日から令和9年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第174条第1項（新指定地域密着型サービス基準条例第191条において準用する場合を含む。）、第9条の規定による改正後の豊中市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第25条第1項、新指定介護老人福祉施設基準条例第34条第1項（新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第34条第1項（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新特別養護老人ホーム基準条例第28条第1項（新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第34条第1項（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。